

第2項先進医療の新規届出技術について (届出状況／8月受付分)

先 - 1
22. 9. 7

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付分 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}
222	根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット(da vinciS)支援(前立腺がんに係るものに限る。)	前立腺がん(限局性のものに限る)	102万2千円 (1回)	67万7千円	H22.7.12
223	和温療法	心不全	13万2千円 (20回)	151万6千円	H22.7.26
224	大腸腫瘍に対する内視鏡的粘膜下層剥離術【告示番号78:適応症拡大】	従来の内視鏡的粘膜切除術(EMR)では一括切除が困難な2cm以上の大きさで、かつ、拡大もしくは超音波内視鏡診断による十分な術前評価の下、本法による根治が期待される早期大腸癌と考えられた病変。腺腫であっても、EMR時の粘膜下局注による病変の挙上が不良な病変やEMRでは切除困難な1cm以上のEMR後遺残・再発病変、また粘膜下層に限局した小型の粘膜下腫瘍も含む。	15万円 (1回)	26万2千円	H22.7.30
225	食道アカラシアに対する経口内視鏡的筋層切開術(Per-Oral Endoscopic Myotomy: POEM)	「食道アカラシア」および「食道びまん性けいれん症」などの、食道運動機能障害を来す疾患の中で、狭窄性の病変。	13万円 (1回)	31万9千円	H22.8.2

- ※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
 ※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

- 「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
 ○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。